

<資料3>

伴走型マッチング支援業務委託企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、伴走型マッチング支援業務委託の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものです。

2 企画提案審査会

(1) 審査は、次の5名の審査員によって構成される審査会によって審査します。

- ・デジタル化統括監
- ・デジタル政策推進課長
- ・デジタル政策推進課ICT戦略推進監
- ・産業政策課デジタルイノベーション戦略室長
- ・秋田県DX推進アドバイザー（プロフェッショナル行政）

デジタル化統括監を審査委員長とします。また、審査委員長に事故がある場合は、審査委員長が指名する職員がその職務を代行します。

(2) 審査会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は、デジタル政策推進課調整・DX推進チームが行います。

3 審査方法

(1) 審査は企画提案競技参加業者から提案された企画の内容を、Web会議システムを利用したプレゼンテーション審査と質疑応答により行います。なお、プレゼンテーション審査の発表者は、原則として受注した場合における管理責任者が行うこととします。

(2) 審査は4の「審査項目、審査の視点及び配点」により行います。

(3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けします。

(4) 合計点数の最も高い者を最優秀提案者とし、審査会で委託候補者として決定します。なお、合計点数を比較した結果、合計点数が同点となった場合は、審査員の合議により委託候補者を決定します。

(5) 委託候補者の合計点数が得点率6割に達しない場合は、審査員の合議により契約に当たっての条件等を付与する場合があります。

4 審査項目、審査の視点及び配点

(1) 事業目的の理解（10点）

本業務に対する考え方、重視すべきポイントなど

(2) 事業内容（45点）

マッチングやDX展示会の実施内容、提案するソリューションの適正さなど

(3) 実施体制（15点）

実施体制の妥当性など

(4) 実施適正（10点）

同種及び類似業務の実績など

(5) 費用対効果（10点）

見積金額及び費用内訳の妥当性など

(6) 女性の活躍推進（5点）

女性の活躍推進に関する書類の提出

(7) 賃金水準の向上（5点）

賃金水準の向上に関する書類の提出

※詳細は、別紙評価表を参照してください。

別紙 評価表

項番	審査項目		提案依頼事項	審査の視点	配点
1	事業目的の理解	目的達成のための考え方について	貴社への業務委託により事業目的を達成できること、また、事業目的の達成のために、重視すべきポイントを記載すること。	事業目的達成にあたり、重視すべきポイントが示され、その内容が適切かどうか。	10
2	事業内容	相談側と提案側とのマッチング	この業務への取組方針を記載すること。	業務に対する認識が適切かどうか。	5
			次の2つの課題について、解決策を提案してもらう企業を理由を含めそれぞれ3社記載すること。 【指定課題】 ・人口減少時代においても行政サービスを充実させるための取組 【自由課題】 ・「秋田県DX推進計画（令和5年3月改定版）」の「VI施策集<個別の取組事項>」から仮定の課題を1件設定し、その解決策を提案してもらう企業と理由を記載	様々な切り口から課題の解決策を検討し、最適なソリューションを提供できる企業を提案することが可能かどうか。 県内企業のほか、ベンチャー企業やスタートアップ企業が課題に応じて適宜含まれているか。	10
		伴走型による課題整理・情報収集の支援	ソリューションの実装に向けた適切な情報収集・検討を支援するため、課題整理や解決策の検討から、ソリューションの調査・比較等の調達に向けて行う伴走型支援について、取組方針を記載してください。	解決策のアプローチが多岐にわたり、方向性の検討に継続的な議論を要する課題に対し、適切に検討を支援するとともに、最適なソリューションを提供できる企業を提案することが可能かどうか。	10
		DX展示会	この業務への取組方針を記載すること。	業務に対する認識が適切かどうか。	5
			次のテーマで体験型の交流イベントを実施する場合において、理由を含め参加させる企業を9社程度記載してください。 【テーマ】 県民の利便性向上、職員の生産性向上	体験型の交流イベント開催に当たり、テーマに対する適切な企業とソリューションを選択できるか。 県内企業のほか、ベンチャー企業やスタートアップ企業が課題に応じて適宜含まれているか。	10
自由提案	要求仕様以外で有益と考えられる提案事項を記載すること。	要求仕様以外で有益な提案事項が含まれているか。（上限価格内での提案に限る）	5		
3	実施体制	実施体制の妥当性	委託業務の実施・運営体制を記載すること。	受託者として十分な実施体制を構築することができるか。 従事予定者は、業務遂行に必要な知験（デジタルソリューションの知識や業務改善のノウハウ等）を有しているか。	15
4	実施適正	類似業務の受託実績	過去に受託した同種及び類似業務の実績について記載すること。	過去に受託した同種及び類似業務の実績について記載されているか。	10
5	費用対効果	見積書	見積金額及び費用内訳を記載すること。	得点＝{1－(見積額/予算上限額)}×10点	10
6	その他	女性の活躍推進	女性の活躍推進に関する取組について、県が示す書類を提出すること。	女性の活躍推進に関する取組を行っているか。（下記、「〇賃金水準の向上による配点表」を参照の上、県が示す書類を提出すること）	5
7	その他	賃金水準の向上	賃金水準の向上に関する取組について、県が示す書類を提出すること。	賃金水準の向上に関する取組を行っているか。（下記、「〇賃金水準の向上による配点表」を参照の上、県が示す書類を提出すること）	5
合計					100

○女性の活躍推進による配点表

一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		ブラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		ブラチナくるみん	2	
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各0.5	最大1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
 次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
 若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

○賃金水準の向上による配点表

給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.5%以上増加	3	最大5
	2.0%以上増加	4	
	3.0%以上増加	5	

※提出書類及び確認方法は次のとおり。

算出方法	区分	提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の厳正徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類

ア 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

イ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

ウ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

エ 秋田県内にある支店、営業所等を圏域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。